

公 告

下記の委託業務について、プロポーザル方式により事業者を募集するため、公告する。

令和8年9月25日

御所市長 山田 秀士

1. 業務の概要

(1) 事業名

御所市介護保険認定審査会システム等導入業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「御所市介護保険認定審査会システム等導入業務委託公募型プロポーザルに係る仕様書」のとおりとする。

(3) 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

1,408,440円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格ではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

2. 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第124号）による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(3) 本市の令和8年度競争入札参加資格を有する法人であること。登録されていない法人で、本市が求める書類を提出し、市長が参加を認めた者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、

これに加入していること。

- (7) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (8) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (9) 委託業務について、仕様内容を満たす十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) プライバシーマーク又は ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム)、ISMAP 等の認証を受けていること。

3. 選定方法

本事業に係る事業者の選定は、本市職員で構成する「御所市介護保険認定審査会システム等導入業務委託事業者選定部会」（以下、「部会」という。）事務局において、参加申込書ほか提出書類を基に 1 次審査を行い、企画提案者を決定する。

その後、部会において企画提案書ほか提出書類及びヒアリングの内容をもって 2 次審査を実施し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。

4. 参加に係る資料及び様式集の配付

(1) 配付方法

御所市ホームページよりダウンロード

(2) 配付期間

令和 8 年 9 月 2 5 日（金）から令和 8 年 1 0 月 2 9 日（木）まで

5. 参加申込書等の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 9 月 2 5 日（金）から令和 8 年 1 0 月 8 日（木）まで

（但し、土曜・日曜・祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 提出方法

持参または郵送とする。但し、郵送の場合は、期間内必着のため、到達の記録が分かる方法（簡易書留等）での郵送とすること。

6. 担当・提出先

〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3 御所市役所 健康福祉部 介護保険課内

御所市介護保険認定審査会システム等導入業務委託事業者選定部会

電話：0 7 4 5 - 4 4 - 3 4 9 2 (直通)

電子メール：kaigo@city.gose.nara.jp